（参加の申出の方式等）

第十四条　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第二十条第一項の規定による参加の申出をする者（次項に規定する者を除く。）は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第十五条第一項に規定する資料が書面等をもつて作成されているときは、当該書面等の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を附則第十条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

2　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第二十条第一項の規定による参加の申出をする法附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第十五条第一項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを附則第十条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法附則第八条第一項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第三項に規定する場合は、この限りでない。

一　当該資料が書面等をもつて作成されているとき　当該書面等の画像情報

二　当該資料が電磁的記録をもつて作成されているとき　当該電磁的記録

3　裁判所は、前二項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

4　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第二十条第一項の規定による参加の申出をする者が会社法人等番号を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録されている事項に係る情報を入手することができる場合には、当該申出をする者は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第十五条第一項の資料として、当該事項が記録された登記事項証明書を添付したものとみなす。

5　前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記簿に記録されている事項に係る情報の提供を求めることができる。

6　前各項の規定は、法附則第十条において準用する非訟事件手続法第二十一条第三項において準用する同法第二十条第二項の規定による参加の申出について準用する。

［新設］

（手続代理人の代理権の証明）

第十五条　民事訴訟規則第十五条第二項及び第三項の規定は、法附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者が附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第十六条第一項の権限の証明をするときについて準用する。

［新設］

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用）

第十六条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、特例手数料還付事件の手続の費用の負担について準用する。

［新設］

（受継の申立ての方式等）

第十七条　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第三十六条第一項又は第三項の規定による受継の申立てをする者（次項に規定する者を除く。）は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十三条第二項の資料が書面等をもつて作成されているときは、当該書面等の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を附則第十条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

［新設］